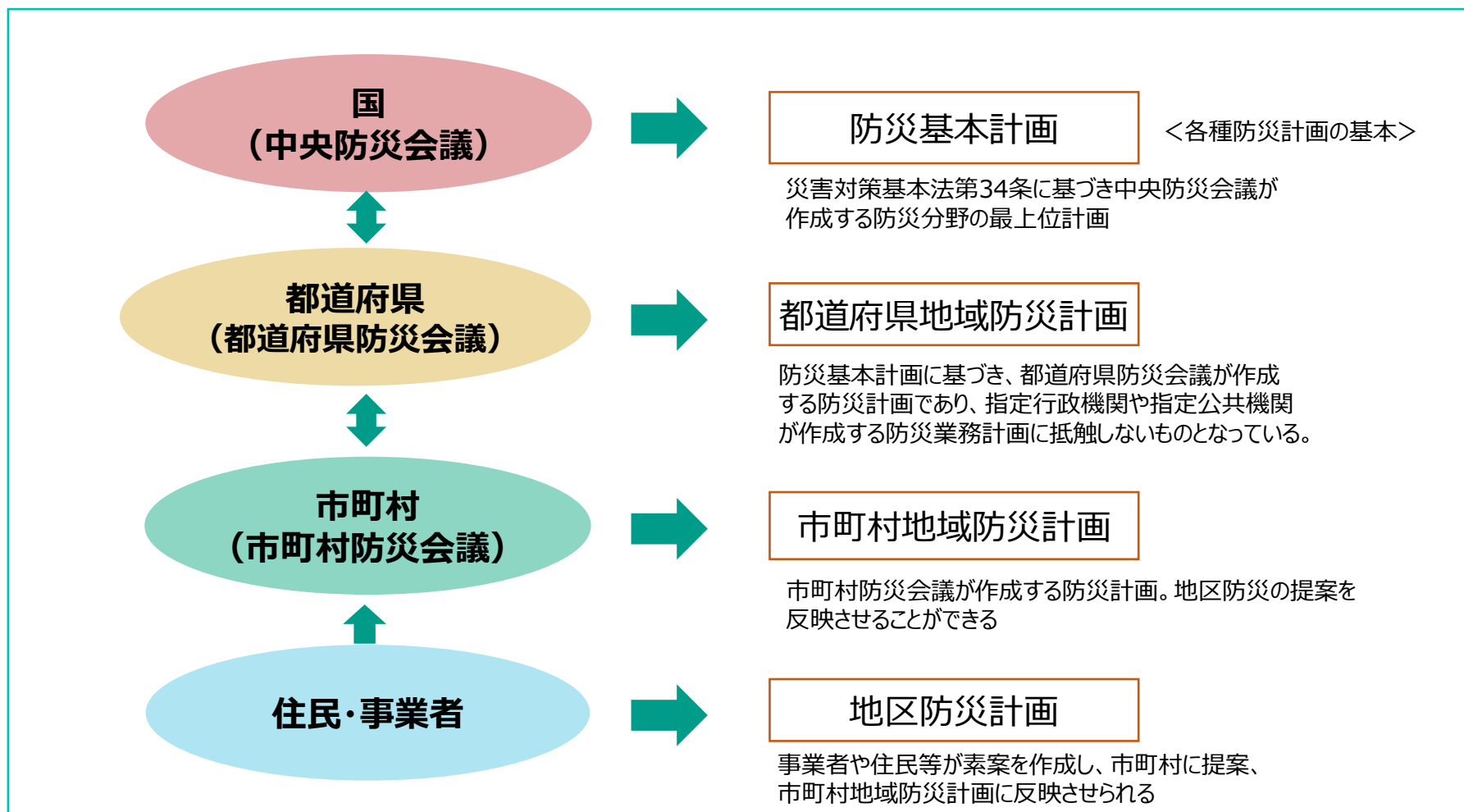


地域住民が自発的に防災計画を作成する活動を応援するため、災害対策基本法が改正され、平成26年度から住民等が地区の防災計画を策定し、市町村に提案できる地区防災計画制度が開始された。



防災基本計画の修正点



■ 動物愛護管理行政に関わる記載(1)

第2編 各災害に共通する対策編

第1章 災害予防

第3節 国民の防災活動の促進

1 防災思想の普及、徹底

○国〔内閣府等〕、公共機関、地方公共団体等は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、以下の事項について普及啓発を図るものとする。

・「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所等での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

令和7年修正点

第2編 各災害に共通する対策編

第1章 災害予防

第3節 国民の防災活動の促進

2 防災知識の普及、訓練

3) 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮

○防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする

令和6年修正点

■ 動物愛護管理行政に関わる記載(2)

第2編 各災害に共通する対策編

第1章 災害予防

第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

7 避難の受入れ及び情報提供活動関係

(3) 指定避難所等

○市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、**家庭動物の受入れ方法等**について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

第2章 災害応急対策

第6節 避難の受入れ及び情報提供活動

○市町村は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

第6節 避難の受入れ及び情報提供活動

3 指定避難所等

(2) 指定避難所等の運営管理等

市町村は、必要に応じ、**被災者支援等の観点から**指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

■ 動物愛護管理行政に関わる記載(3)

第2編 各災害に共通する対策編

第2章 災害応急対策

第6節 避難の受入れ及び情報提供活動

4 応急仮設住宅等

(3) 応急仮設住宅の運営管理

○市町村(都道府県)は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における**家庭動物の受入れに配慮**するものとする。

第2編 各災害に共通する対策編

第2章 災害応急対策

第7節 物資の調達、供給活動

○被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努めるとともに、以下に掲げる方針のとおり活動する。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や**家庭動物の飼養に関する資材**をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

■ 動物愛護管理行政に関わる記載(4)

第2編 各災害に共通する対策編

第2章 災害応急対策

第8節 保健衛生、防疫、遺体対策に関する活動

1 保健衛生

○市町村(都道府県)は、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、獣医師会等と連携し必要な措置を講ずるものとする。

第12編 原子力災害対策編

第1章 災害予防

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係

(7) 防災関係機関相互の連携体制

○地方公共団体は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査(居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定をいう。以下同じ。)及び簡易除染等の場所等に関する広域的な応援について、民間事業者も含め協力協定等の締結を推進するなど、体制の整備を図るものとする。また、国〔内閣府等〕は、地方公共団体が民間事業者と締結する協定等で定めておくべき内容について、マニュアル等においてあらかじめ明示するとともに、地方公共団体と民間事業者との協定締結に向けた支援を行うものとする。